

「あきた関係人口会議」設置要綱

（設置目的）

第1条 県外に居住しながらも、本県の自然、文化や人を愛し、本県の力になりたい、関わり合いを持ちたいという人々を登録し、SNS上での交流や、秋田県からのメール等による情報提供を通じて、県内の地域づくりに参画するきっかけとするための会員制度として「あきた関係人口会議」を設置する。

（登録資格）

第2条 登録者は、秋田県に関心又は愛着のある県外居住者であって、「あきた関係人口会議」の主旨に賛同する者とし、年齢、性別及び国籍は問わないものとする。

（登録申請）

第3条 登録を希望する者は、氏名、居住している都道府県及び市町村、年代、メールアドレスを関係人口ウェブサイトから県に届け出るものとする。

（変更等）

第4条 会員は、登録内容に変更が生じたときや登録の抹消を希望するときは、速やかに県に申し出るものとする。

（登録の取消し）

第5条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- （1） 会員の公序良俗に反する行為が認められたとき。
- （2） その他県が特に不相当と認めたとき。

（費用負担）

第6条 会員登録に係る費用は、無料とする。

（会員の役割）

第7条 会員として登録した者は、次に掲げる事項に協力するものとする。

- （1） 会員は、秋田県に興味・関心を持ち、その魅力を広報する。
- （2） 会員は、秋田県に住む人と積極的に関わり、本県とのつながりを深める。
- （3） 会員は、秋田県を愛する他の会員とも積極的に交流し、秋田を応援する輪を広げていく。
- （4） 会員は、その他多様な形で秋田と関わり、秋田の地域づくりを応援する活動をする。

(県の役割)

第8条 県は、会員として登録した者のために次のことを行う。

- (1) 県内の「関係人口」創出・拡大に取り組む団体（市町村を含む。）に関する情報の提供
- (2) 県や市町村が行う県外での交流イベントの情報提供及びその協働、参画依頼
- (3) 秋田と関わりたいという会員と県内の団体（市町村を含む。）からの相談対応
- (4) その他「あきた関係人口会議」に関する業務

(個人情報の保護)

第9条 県は、秋田県個人情報保護条例（平成12年10月17日条例第138号）の規定に基づき、個人情報の重要性を認識し、個人の権利利益を害することのないよう個人情報を適正に取り扱うものとする。

- 2 県は、会員の個人情報を適切に保管するとともに、会員の個人情報を、「あきた関係人口会議」に関する業務以外の目的で使用しないものとする。

(登録制度の運用の見直し)

第10条 県は、本登録制度の運用開始から3年を経過した時点で、制度内容等について、必要に応じて見直し等を行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、「あきた関係人口会議」の登録に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月2日から適用する。

この要綱は、令和2年12月1日から適用する。